

次期システムの稼働に伴う諸制度改正要綱

平成 18 年 11 月 29 日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

当取引所は、市場開設者としてシステムの信頼性・安全性を確保し、環境変化に柔軟に対応し、かつ、効率的なシステム投資を行うことを開発方針として、次期システムの開発を進めている。また、当該開発方針を実現するため、次期売買システムについては株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の売買システムを利用することとしている。

そこで、当該次期システムの稼働に合わせて、現行制度の見直しを図り、所要の制度改正を行うこととする。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. 売買制度		
(1) 同時呼値の順位の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同時呼値の配分順位について、売買単位の数量(以下「最小単位」という。)の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に優先することとします。 ・ また、いわゆるストップ配分の場合の順位についても、最小単位の呼値が、取引参加者単位に最小単位の5倍に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に優先することとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証と同様の制度とします。 ※ 現行制度では、最小単位の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に優先することとしています。 ※ 現行制度では、最小単位の2倍に達するまで、それ以外の部分の数量の呼値に優先することとしています。
(2) 板寄せ時の合致数量の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 板寄せ方式の付合せ時において、約定値段となる値段の注文のうち、売りまたは買いの一方は全数量、他方は最小単位以上の数量が成立することを合致要件とすることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証と同様の制度とします。 ※ 現行運用で行っている他方が1単位も約定成立しない場合においても約定を成立させる、いわゆるゼロ配分については、その運用を休止とします。
(3) 認定気配の表示方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定気配の表示方法について、相場報道システムを通じた配信による一定の表示等を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行では、取引参加者端末装置への一定の表示等を行うものとしています。

項目	内容	備考
<p>(4)立会時間の変更</p> <p>2. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券等の売買立会時間について、売買機会の増加や流動性向上のため、午後立会については午後3時30分まで延長することとします。(半休日は、午前11時30分まで) ・ 上記に伴い、午後立会終了後に行われる終値取引の取引時間、相対交渉市場におけるバスケット取引の取引時間および単一銘柄取引のうち交渉を行う場合の取引時間を変更し、午後3時35分から午後4時30分までとします。(半休日は、午前11時35分から午後0時30分まで) ・ 次期売買システムにおいて利用する東証の売買システムについても、当取引所の市場の施設の一部と見なすこととするなど、その他所要の改正を行うこととします。 	<p>※ 現行制度では、午後3時15分までとしています。(半休日は、午前11時15分まで)</p> <p>※ 現行制度での午後立会終了後に行われる終値取引、バスケット取引及び単一銘柄取引のうち交渉を行う場合の取引時間は、午後3時20分から午後4時30分までとしています。(半休日は、午前11時20分から午後0時30分まで)</p>

III. 実施時期

次期システムの稼動に合わせ、平成19年5月を目途に実施します。

以上